

# 付編 東南海・南海地震防災対策推進計画

# 第1章 総則

## 第1 推進計画の目的

本市は、東南海・南海地震が発生した場合の震度が6弱以上と想定される地域があり、著しい地震被害が生ずるおそれがあるため、平成15年12月の中央防災会議において、「東南海・南海地震の防災対策推進地域」に指定された。

この計画は、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、東南海・南海地震防災対策推進地域について、東南海・南海地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、本市域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

## 第2 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本市の地域に係る地震防災に関し、本市の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、次表のとおりである。

### 1 柏原市

部局名	事務又は業務
総務部（危機管理室含む）	(1) 防災会議に関すること。 (2) 組織動員体制の整備に関すること。 (3) 防災訓練に関すること。 (4) 防災知識の普及・啓発に関すること。 (5) 自主防災組織の育成に関すること。 (6) 防災に関する物資、資機材の整備・備蓄及び緊急輸送に関すること。 (7) 地域防災無線に関すること。 (8) 職員の動員配備に関すること。 (9) 災害対策本部の庶務に関すること。 (10) 災害情報並びに気象情報の収集及び伝達に関すること。 (11) 災害救助法に関すること。 (12) 府、他の市町村、自衛隊、関係機関との連絡調整に関すること。 (13) 車両の確保及び配車に関すること。 (14) 救援、復興の企画立案に関すること。
市長公室	(1) 災害対策本部の庶務に関すること。 (2) 府、他の市町村、自衛隊、関係機関との連絡調整に関すること。 (3) 救援、復興の企画立案に関すること。 (4) 災害関係の広報広聴に関すること。

部局名	事務又は業務
	( 5 ) 災害状況の記録に関する事。
財務部	( 1 ) 被害状況等の緊急調査に関する事。 ( 2 ) 避難所の開設、収容及び避難者の誘導に関する事。 ( 3 ) 家屋等の被害調査に関する事。 ( 4 ) 災害関係予算及び起債に関する事。 ( 5 ) 税減免に関する事。
会計管理室	( 1 ) 災害関係予算及び起債に関する事。 ( 2 ) 災害対策及び救援物資の出納に関する事。
健康福祉部、 福祉事務所	( 1 ) 応急医療体制の整備に関する事。 ( 2 ) 防災知識の普及・啓発に関する事。 ( 3 ) 災害時要援護者対策に関する事。 ( 4 ) 応急医療対策に関する事。 ( 5 ) 被災証明の発行に関する事。 ( 6 ) 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付に関する事。 ( 7 ) ボランティア窓口との連絡調整に関する事。 ( 8 ) 義援金に関する事。 ( 9 ) 被災者生活再建支援法に関する事。 ( 10 ) 要援護高齢者・障害者等の避難に関する事。
市民生活部	( 1 ) 被災者からの問い合わせ、相談、要望に関する事。 ( 2 ) 救援物資に関する事。 ( 3 ) 食料及び生活必需品の確保・供給に関する事。 ( 4 ) し尿・ごみ、がれき処理に関する事。 ( 5 ) 遺体の収容に関する事。 ( 6 ) 埋火葬の許可に関する事。 ( 7 ) 防疫活動に関する事。 ( 8 ) 中小企業及び農業関係者の復興支援に関する事。
都市整備部、 駅前再開発事務所	( 1 ) 市街地、公園、道路等の整備促進に関する事。 ( 2 ) 建築物等の耐震化・安全化に関する事。 ( 3 ) 土砂災害対策に関する事。 ( 4 ) 道路・橋梁、危険箇所等の二次災害防止に関する事。 ( 5 ) 障害物の除去に関する事。 ( 6 ) 応急仮設住宅に関する事。 ( 7 ) 建築物等の応急危険度判定に関する事。 ( 8 ) 河川、水路、ため池等の整備に関する事。 ( 9 ) 水防活動に関する事。 ( 10 ) 河川、水路、ため池等の二次災害防止に関する事。 ( 11 ) 復興の企画立案に関する事。
上下水道部	( 1 ) 上下水道施設の整備に関する事。 ( 2 ) 上下水道施設の緊急対応及び応急対策に関する事。 ( 3 ) 飲料水の確保に関する事。 ( 4 ) 給水活動に関する事。

部局名	事務又は業務
病院医局、 病院事務局	( 1 ) 応急医療体制の整備に関する事。 ( 2 ) 応急医療対策に関する事。 ( 3 ) 遺体処理に伴う洗淨縫合、消毒に関する事。 ( 4 ) 被災地への医療班の派遣に関する事。 ( 5 ) その他病院に関する事。
教育委員会	( 1 ) 防災知識の普及・啓発に関する事。 ( 2 ) 教育施設等の耐震化、安全化に関する事。 ( 3 ) 炊き出しに関する事。 ( 4 ) 応急教育実施に関する事。
議会事務局	( 1 ) 災害関係の広報広聴に関する事。 ( 2 ) 災害状況の記録に関する事。 ( 3 ) 議員への連絡に関する事。

## 2 柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部

機関名	事務又は業務
柏原羽曳野藤井寺消防 組合消防本部	( 1 ) 災害情報等の収集、及び必要な広報に関する事。 ( 2 ) 災害の防除、警戒、鎮圧に関する事。 ( 3 ) 要救助被災者の救出、救助に関する事。 ( 4 ) 傷病者の救出、搬送に関する事。 ( 5 ) その他、防災会議が必要と認める事務又は業務に関する事。

## 3 大阪府

機関名	事務又は業務
八尾土木事務所	( 1 ) 府直轄公共土木施設の防災対策、水防活動及び洪水予警報等の伝達並びに被災施設の復旧等に関する事。 ( 2 ) 災害予防対策及び災害応急対策等に係る、市及び関係機関との連絡調整に関する事。
中部農と緑の総合事務所	( 1 ) ため池・水路等の災害予防並びに災害時における危険箇所、応急復旧等に関する連絡及び指示に関する事。 ( 2 ) 災害時における農作物等の被害の減少を図るための技術指導に関する事。
八尾保健所	( 1 ) 災害時における医療救護活動及び保健衛生活動対策に関する事。

#### 4 大阪府警察（柏原警察署）

機関名	事務又は業務
柏原警察署	( 1 ) 災害情報の収集伝達及び被害実態の把握に関すること。 ( 2 ) 被災者の救出救助及び避難指示に関すること。 ( 3 ) 交通規制・管制に関すること。 ( 4 ) 広域応援等の要請・受入れに関すること。 ( 5 ) 遺体の検視（見分）等の措置に関すること。 ( 6 ) 犯罪の予防・取締り・その他治安の維持に関すること。 ( 7 ) 災害資機材の整備に関すること。

#### 5 自衛隊

機関名	事務又は業務
自衛隊 （陸上自衛隊第三師団 第36普通科連隊）	( 1 ) 地域防災計画に係る訓練の参加協力に関すること。 ( 2 ) 市が実施する災害応急対策の支援、協力に関すること。

#### 6 指定地方行政機関

機関名	事務又は業務
近畿農政局 （大阪農政事務所）	( 1 ) 応急食料（米穀）等の備蓄に関すること。 ( 2 ) 災害時における主要食料の供給に関すること。
大阪管区气象台	( 1 ) 観測施設の整備に関すること。 ( 2 ) 防災知識の普及・啓発に関すること。 ( 3 ) 災害に係る気象・地象・水象等に関する情報、予報及び警報の発表並びに伝達に関すること。
近畿地方整備局 大和川河川事務所	( 1 ) 国管理の公共土木施設の整備と防災対策に関すること。 ( 2 ) 国管理の河川の洪水予報及び水防警報の発表及び伝達に関すること。 ( 3 ) 応急復旧資機材の備蓄及び整備に関すること。 ( 4 ) 国管理の公共土木施設の応急点検体制の整備に関すること。 ( 5 ) 国管理の公共土木施設の二次災害防止に関すること。 ( 6 ) 国管理の公共土木施設の復旧に関すること。
近畿地方整備局 大阪国道事務所	( 1 ) 国管理の公共土木施設の整備と防災対策に関すること。 ( 2 ) 応急復旧資機材の備蓄と整備に関すること。 ( 3 ) 国管理の公共土木施設の応急点検体制の整備に関すること。 ( 4 ) 災害時の道路交通規制及び道路交通の確保に関すること。 ( 5 ) 国管理の公共土木施設の二次災害防止に関すること。 ( 6 ) 国管理の公共土木施設の復旧に関すること。

7 指定公共機関

機関名	事務又は業務
郵便事業株式会社 (柏原支店)	(1) 災害時における郵便業務の確保に関する事 (2) 災害特別事務に関する事 (3) 郵便業務の復旧に関する事
西日本旅客鉄道株式会社 (大阪支社：柏原駅、高井田駅、河内堅上駅) 日本貨物鉄道株式会社	(1) 鉄道施設の防災管理に関する事 (2) 輸送施設の整備等安全輸送の確保に関する事 (3) 災害時における緊急輸送体制の整備に関する事 (4) 災害時における鉄道車両等による救援物資、避難者等の緊急輸送に関する事 (5) 災害時における鉄道通信施設の利用に関する事 (6) 被災鉄道施設の復旧事業の推進に関する事
西日本電信電話株式会社 (大阪東支店)	(1) 電気通信設備の整備と防災管理に関する事 (2) 応急復旧用通信施設の整備に関する事 (3) 災害時における重要通信に関する事 (4) 災害関係電報・電話料金の減免に関する事 (5) 被災電気通信設備の災害復旧事業の推進に関する事 (6) 災害用伝言ダイヤルの提供に関する事
日本赤十字社 (大阪府支部)	(1) 災害医療体制の整備に関する事 (2) 災害救護用医薬品並びに血液製剤等の供給に関する事 (3) 災害時における医療助産等救護活動の実施に関する事 (4) 義援金品の募集、配分等の協力に関する事 (5) 避難所奉仕、ボランティアの受入れ・活動の調整に関する事 (6) 救助物資の備蓄に関する事
日本放送協会 (大阪放送局)	(1) 防災知識の普及等に関する事 (2) 災害時における放送の確保対策に関する事 (3) 緊急放送・広報体制の整備に関する事 (4) 気象予警報等の放送周知に関する事 (5) 避難所等への受信機の貸与に関する事 (6) 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関する事 (7) 災害時における広報に関する事 (8) 災害時における放送の確保に関する事 (9) 災害時における安否情報の提供に関する事
西日本高速道路株式会社	(1) 管理施設の整備と防災管理に関する事 (2) 道路施設の応急点検体制の整備に関する事 (3) 災害時における交通規制及び輸送の確保に関する事 (4) 被災道路の復旧事業の推進に関する事
大阪ガス株式会社 (導管事業部北東部導管部)	(1) ガス供給施設の整備と防災管理に関する事 (2) 災害時におけるガスによる二次災害防止に関する事 (3) 災害時におけるガスの供給確保に関する事 (4) 被災ガス施設の復旧事業の推進に関する事

機関名	事務又は業務
関西電力株式会社 (羽曳野営業所)	(1) 電力施設の整備と防災管理に関すること。 (2) 災害時における電力の供給確保体制の整備に関すること。 (3) 災害時における電力の供給確保に関すること。 (4) 被災電力施設の復旧事業の推進に関すること。

## 8 指定地方公共機関

機関名	事務又は業務
築留土地改良区、 青地井手口土地改良区	(1) ため池、水門、水路の防排除施設の整備と防災管理に関すること。 (2) 農地及び農業用施設の被害調査に関すること。 (3) 湛水防除活動に関すること。 (4) 被災農地、農業用施設の復旧事業の推進に関すること。
大和川右岸水防事務組合	(1) 水防団員の教育及び訓練に関すること。 (2) 水防資機材の整備、備蓄に関すること。 (3) 水防活動の実施に関すること。
近畿日本鉄道株式会社	(1) 鉄道施設の防災管理に関すること。 (2) 輸送施設の整備等安全輸送の確保に関すること。 (3) 災害時における緊急輸送体制の整備に関すること。 (4) 災害時における鉄道通信施設の利用に関すること。 (5) 被災鉄道施設の復旧事業の推進に関すること。 (6) 被災運行施設の復旧事業の推進に関すること。
社団法人 大阪府トラック協会	(1) 緊急輸送体制の整備に関すること。 (2) 災害時における緊急物資、避難者等の緊急輸送の協力に関すること。 (3) 復旧資機材等の輸送協力に関すること。

## 9 公共的団体

機関名	事務又は業務
柏原市医師会	(1) 災害時における医療救護の活動に関すること。 (2) 負傷者に対する医療活動に関すること。
柏原歯科医師会	(1) 災害時における医療救護の活動に関すること。 (2) 負傷者に対する口腔医療活動に関すること。
柏原市薬剤師会	(1) 災害時における医療救護及び公衆衛生の活動に関すること。 (2) 災害時における医薬品の確保に関すること。
柏原市商工会	(1) 災害時における及び救助用物資、復旧資材の確保についての協力等に関すること。
大阪中河内農業協同組合	(1) 災害時における及び救助用物資、復旧資材の確保についての協力等に関すること。

機関名	事務又は業務
柏原市社会福祉協議会、 日本赤十字社大阪府支 部柏原市地区奉仕団	( 1 ) 災害時要援護者対策に関する事 務。 ( 2 ) 福祉活動に関する事 務。 ( 3 ) ボランティアの受入れ、人材の育成に関する事 務。
自主防災組織、自治会、 町内会、区長会	( 1 ) 市の行う防災に関する事務又は業務への協力に関する事 務。
危険物関係の取扱い施 設	( 1 ) 災害時における危険物の保安措置に関する事 務。
ため池管理者( 山の井区 長、大県区長、平野水利 組合、大県水利組合、畑 水利組合、青谷水利組 合、高井田水利組合、原 川・明石戸水利組合長、 五十村水利組合 )	( 1 ) ため池、水門・樋門及び水路の防災管理に関する事 務。 ( 2 ) ため池の決壊防止等の措置に関する事 務。 ( 3 ) 消火用水等の提供に関する事 務。
その他公共的団体及び 重要な施設	( 1 ) 市が行う防災活動について公共的事業に応じたの協力に関 すること。



## 第2章 災害対策本部の設置等

(全庁)

### 第1 災害対策本部の設置

市長は、東南海・南海地震又は当該地震と判定されうる規模の地震(以下「地震」という。)が発生したと判断したときは、災害対策基本法に基づき、直ちに柏原市災害対策本部を設置し、的確かつ円滑にこれを運営するものとする。

### 第2 災害対策本部の組織及び運営

災害対策本部等の組織及び運営は、災害対策基本法、柏原市災害対策本部条例及び柏原市地域防災計画第3編地震災害応急対策第1章第1節「組織動員」に定めるところによる。

なお、本部長(市長)に事故等あるときの指揮順位は次のとおりとする。

順位	代理者
1	副市長
2	教育長
3	水道事業管理者

### 第3 緊急防災要員による初動体制

市長は、次の活動基準に該当する場合、初動期の応急対策を実施するため、あらかじめ指名する緊急防災要員による初動体制を構成する。

#### 1 活動基準

震度5弱以上を観測した場合

#### 2 活動内容

##### (1) 被害状況の把握

ア 緊急防災要員は、あらかじめ定められた経路の被害状況の概略把握を行いながら、開設を担当する避難所に参集する。

イ 参集途上では、市民からの被害情報収集にも努める。

ウ 避難所に参集後、総務対策部調査班へ把握した被害状況を報告する。

##### (2) 避難所の開設

ア 避難所は、施設管理者（学校職員などの所管管理者の指定する者を含む）が開設するが、施設管理者が開設困難な場合は、緊急防災要員が避難所を開設する。

イ 避難所を開設する場合は、速やかに施設を点検のうえ、安全を確認後開設する。

ウ 避難所の施設管理者（避難所の管理責任者）に引継ぎの後、避難所に留まり、施設管理者とともに避難所運営を行う。

## 第3章 地震発生時の応急対策等

### 第1 地震発生時の応急対策

#### 1 情報の収集・伝達（各部局・関係機関）

##### （1）情報の収集・伝達等

市は、市内防災関係機関と連携し、災害の状況及びこれに対してとられた措置に関する情報を収集することとする。その際、当該災害が、自らの対応力のみでは十分な対策を講じることができないような災害である場合は、至急その旨を府に通報するとともに、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速な情報の報告に努めることとする。

また、整備された情報基盤を活用し、国や他自治体等との情報共有による危機管理と広域連携の推進を図る。

震災時における通信連絡その他必要な事項については、柏原市地域防災計画第3編地震災害応急対策第1章第2節「情報の収集・伝達」に基づき行う。

##### （2）避難のための勧告及び指示

###### 〔全般〕

ア 市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、住民等の生命及び身体を保護するため必要があるときは、必要と認める地域の住民等に対し避難の勧告をすることとする。また、危険の切迫度及び避難の状況等により急を要するときは避難の指示をすることとする。

イ 市長は、避難のための立退きを勧告し、若しくは指示し、又は立退先を指示したときは、速やかにその旨を知事に報告することとする。

ウ 警察官は、市長が避難の指示をすることができないと認めるとき又は市長から要求のあったときは、住民等に対して避難の指示をすることとする。この場合、警察官は直ちに避難の指示をした旨を市長に通知することとする。

エ 災害派遣を命じられた自衛官は、天災等により危険な事態が発生した場合に警察官がその場にはいないときは、その場に居合わせた者に警告を發し、特に急を要する場合は避難をさせることとする。

オ 災害時の通信手段の確保、避難勧告・指示の伝達方法等その他の情報の収集・伝達に関する事項については、柏原市地域防災計画第3編地震災害応急対策第1章第2節「情報の収集・伝達」及び第8節「応急避難」に定めるところによる。

#### 2 施設等の緊急点検・巡視（各部局）

市は、必要に応じて、公共施設・土砂災害危険箇所等、特に防災活動の拠点となる公共

施設等及び避難所に指定されている施設並びに土砂災害危険箇所等の緊急点検・巡視等を実施し、当該施設等の被災状況等の把握に努めるものとする。

### 3 二次災害の防止（各部局・関係機関）

市は、地震による危険物施設等における二次被害防止のため、必要に応じた施設の点検・応急措置、関係機関との相互協力等を実施する。

また、土砂災害の防止や倒壊物の飛散による被害の防止、ライフライン復旧時における火災警戒等について、必要な措置をとるものとする。

### 4 消火活動、救助・救急活動、医療活動（消防団・総務部危機管理室・柏原警察署・関係機関）

消火活動、救助・救急活動、医療活動に関しては、柏原市地域防災計画第3編地震災害応急対策第1章第6節「消火・救助対策」及び第7節「応急医療対策」に定めるところによる。

### 5 物資調達（総務部危機管理室・総務部・市民生活部・上下水道部）

(1) 市その他の防災関係機関は、被害想定等を基に、自らが行う防災活動等のために必要な食料、飲料水、生活必需品等の物資の備蓄計画を作成することとする。

(2) 市は、被害想定等を基に、自らの地域で必要となる物資の備蓄及び調達に関する計画をあらかじめ作成しておくこととする。

(3) 市は、発災後適切な時期において、市が所有する公的備蓄量、企業との協定等により調達可能な流通備蓄量、他の市との協定等による調達量について、主な品目別に確認し、その不足分を府に供給要請する。

### 6 輸送活動（各部局・関係機関）

柏原市地域防災計画第3編地震災害応急対策第1章第11節「緊急輸送活動」に定めるところによる

### 7 保健衛生・防疫活動（健康福祉部）

柏原市地域防災計画第3編地震災害応急対策第2章第4節「保健衛生活動」に定めるところによる。

### 8 帰宅困難者対策（総務部危機管理室）

市は、帰宅困難者の不安を取り除き社会的混乱を防止するため、徒歩帰宅者のための支援策等について、検討することとする。

## 第2 資機材、人員等の配備手配

### 1 物資等の調達手配（各部署・総務部危機管理室・総務部・市民生活部・都市整備部）

（1）市は、地震発生後に行う災害応急対策に必要な次の物資、資機材（以下「物資等」という。）の確保を行う。

用途のめやす	品目のめやす
施設等における障害物の除去	重機類
情報収集・連絡手段	防災行政無線、携帯電話、電話、拡声器、ラジオ、テレビ
事務処理	机、椅子、紙、筆記具、パソコン、プリンター、コピー機
照明、電源	発電機、燃料、照明灯、ランプ、懐中電灯、電池
要員移動手段	トラック、車両、オートバイ、自転車

（2）市は、管轄区域内の居住者、公私の団体（以下「居住者等」という。）及び旅行者やドライバー等（以下「旅行者等」という。）に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な物資等が不足する場合は、府に対して供給の要請をする。

### 2 人員の配置（総務部危機管理室）

市は、府に対し、人員の配備状況を報告する。また、必要に応じて、府職員等の派遣及び他自治体職員応援派遣あっせん等の措置をとるよう要請する。

### 3 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置（防災関係機関）

（1）防災関係機関は、地震が発生した場合において、本計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行うものとする。

（2）機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

## 第3 他機関に対する応援要請

### 1 応援協定の運用（総務部危機管理室）

市が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、締結している応援協定は次のとおりである。市は必要があるときは、応援協定に従い、応援を要請するものとする。

【消防相互応援協定】

協定名称	協定市町等
大阪府下広域消防相互応援協定	府下常備市町村
大阪市、柏原羽曳野藤井寺消防組合航空消防応援協定	大阪市、柏原羽曳野藤井寺消防組合
八尾市・柏原市及び柏原羽曳野藤井寺消防組合消防相互応援協定	八尾市、柏原市、柏原羽曳野藤井寺消防組合
柏原羽曳野藤井寺消防組合・堺市高石市消防組合消防相互応援協定	柏原羽曳野藤井寺消防組合、堺市高石市消防組合
大阪府中ブロック消防相互応援協定	富田林市、河内長野市、松原市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤坂村、柏原羽曳野藤井寺消防組合
大阪国際空港周辺都市航空機災害消防相互応援協定	大阪市、豊中市、東大阪市、池田市、吹田市、八尾市、松原市、堺市高石市消防組合、柏原羽曳野藤井寺消防組合
西名阪自動車道消防相互応援協定	松原市、柏原羽曳野藤井寺消防組合、山辺広域行政事務組合、西和消防組合、大和郡山市、香芝・広陵消防組合
阪奈（金剛・葛城・生駒山系）森林火災消防相互応援協定	八尾市、河内長野市、柏原市、羽曳野市、東大阪市、富田林市、太子町、河南町、千早赤坂村、柏原羽曳野藤井寺消防組合、五條市、御所市、香芝市、平群町、三郷町、葛城市、王寺町、西和消防組合、中和広域消防組合、香芝・広陵消防組合
阪奈隣接市町林野火災消防相互応援協定	柏原市、羽曳野市、太子町、柏原羽曳野藤井寺消防組合、香芝市、葛城市、香芝・広陵消防組合
南阪奈道路消防相互応援協定	柏原羽曳野藤井寺消防組合、太子町、堺市高石市消防組合、葛城市

【災害応援協定】

協定名称	協定市町等
災害相互応援協定	八尾市、富田林市、河内長野市、松原市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、東大阪市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤坂村

2 自衛隊の災害派遣要請の要求（総務部危機管理室・総務部・市長公室）

市は、必要があるときは、次の事項を明らかにして、陸上自衛隊第三師団長に対する災害派遣の要請を知事に要求する。

（1）災害の情報及び派遣を要請する事由

( 2 ) 派遣を希望する期間

( 3 ) 派遣を希望する区域

( 4 ) その他参考となるべき事項

その他、自衛隊の災害派遣に関する事項については、柏原市地域防災計画第 3 編地震災害応急対策第 1 章第 5 節「自衛隊に対する災害派遣の要請・受入れ」の定めるところによる。

### 3 緊急消防援助隊の出動要請（総務部危機管理室）

市は、柏原羽曳野藤井寺消防組合の消防力及び府内の消防応援だけでは、十分な対応がとれないと判断したときは、緊急消防援助隊運営要綱に定める様式により速やかに知事に対して緊急消防援助隊の出動を要請する。

この場合において、知事と連絡がとれない場合には、直接消防庁長官に対して、要請する。

## 第4章 円滑な避難の確保に関する事項

### 第1 避難対策等（市長公室・総務部・健康福祉部・市民生活部・消防団）

- 1 市は、避難所を開設した場合は、当該避難所に必要な設備及び資機材の配備、食料等生活必需品の調達、確保並びに職員の派遣を行うものとする。
- 2 地域の自主防災組織及び施設又は事業所の自衛消防組織は避難の勧告又は指示があったときは、あらかじめ定めたそれぞれの組織の防災計画又は避難計画及び市災害対策本部の指示に従い、住民、従業員、入場者等の避難誘導のため必要な措置をとるものとする。
- 3 他人の介護等を要する者に対しては、支援を行う者の避難に要する時間に配慮しつつ、次の点に留意するものとする。
  - (1) 市は、あらかじめ地域ごとに、在宅の老人、乳幼児、障害者、病人、妊産婦等の避難にあたり他人の介護を要する災害時要援護者の人数及び介護者の有無等の把握に努めるものとする。
  - (2) 市長より避難の勧告又は指示が行われたときは、(1)に掲げる者の避難所までの介護及び搬送は、原則として本人の親族及び消防団、自主防災組織等が連携して行うものとし、市は自主防災組織を通じて介護又は搬送に必要な資機材の提供その他の援助を行うものとする。
  - (3) 地震が発生した場合、市は(1)に掲げる者を収容する施設のうち自ら管理するものについて、収容者等に対し必要な救護を行うものとする。
- 4 市は、あらかじめ関係事業者・団体等と協議して、外国人、旅行者等に対する避難誘導等の対応について定めるものとする。
- 5 避難所での救護に当たっては、次の点に留意するものとする。
  - (1) 市が避難所において避難者に対し実施する救護の内容は次のとおりとする。
    - ア 収容施設への収容
    - イ 飲料水、主要食料及び毛布の供給
    - ウ その他必要な措置
  - (2) 市は(1)に掲げる救護に必要な物資、資機材の調達及び確保を図るため、次の措置をとるものとする。
    - ア 流通在庫の引き渡し等の要請
    - イ 府に対し府及び他の市町村が備蓄している物資等の供給要請



## ウ その他必要な措置

- 6 市は、市民が旅行先、職場等での津波来襲時に的確な避難を行うことができるよう、津波避難に関する意識啓発のための対策を実施する。
- 7 河川管理者やため池管理者、道路管理者は、河川やため池、避難路等で被害を受けやすい箇所についてパトロールなどの警戒活動を実施し、二次災害の生じるおそれがある場合は速やかに関係機関への連絡や危険箇所への立入制限を行う。  
市は、必要に応じ適切な避難対策を実施する。

## 第2 消防機関等の活動（消防団）

- 1 消防機関は、円滑な避難の確保等のために、次の事項を重点として必要な措置を講じるものとする。ただし、地震発生時には消火活動を優先する。
  - (1) 避難誘導
  - (2) 自主防災組織等の避難計画作成等に対する指導
  - (3) 救助、救急等
  - (4) 緊急消防援助隊等応援部隊の進出、活動拠点の確保
- 2 1に掲げる措置を実施するため必要な動員、配備及び活動計画は、柏原羽曳野藤井寺消防組合の消防計画に定めるところによる。

## 第3 水道、電気、ガス、通信

- 1 水道（上下水道部）  
円滑な避難を確保するため、水道管の破裂等による二次災害を軽減させるための措置
- 2 電気（関西電力株式会社羽曳野営業所）  
電気事業者は、円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害の防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を実施するものとする。また、電気は、情報の伝達や避難時の照明の確保等のために必要なことから、系統の多重化など電力供給のための体制確保等必要な措置を講じる。
- 3 ガス（大阪ガス株式会社導管事業部北東部導管部）  
ガス事業の管理者等については、円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓閉止等必要な措置に関する広報を実施するものとする。

#### 4 通信（西日本電信電話株式会社大阪東支店）

電気通信事業者は、各種情報を確実に伝達するために必要な通信を確保するため、電源の確保、地震発生後の輻輳時の対策等を実施することとする。

### 第4 交通対策

#### 1 道路（都市整備部・柏原警察署）

市、府公安委員会及び道路管理者は、交通規制、避難路についての交通規制の内容をあらかじめ計画し周知するものとする。

### 第5 市が自ら管理又は運営する施設に関する対策（各部局）

#### 1 不特定かつ多数の者が出入する施設

市が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、図書館、病院、学校等の管理上の措置はおおむね次のとおりである。

##### （1）各施設に共通する事項

- ア 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- イ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- ウ 出火防止措置
- エ 水、食料等の備蓄
- オ 消防用設備の点検、整備
- カ 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ・ラジオ・コンピューターなど情報を入手するための機器の整備

##### （2）個別事項

- ア 病院、療養所、診療所等にあつては、重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置
- イ 学校、職業訓練校、研修所等にあつては、
  - （ア）当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合、これらの者に対する保護の措置
  - （イ）地域住民の避難地、避難所となる施設については住民等の受入方法等
- ウ 社会福祉施設にあつては重度障害者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置。  
なお、施設ごとの具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

## 2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

(1) 災害対策本部がおかれる庁舎等の管理者は、1の(1)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

また、災害対策本部等を市が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

ア 自家発電装置、可搬式発電機等の整備による非常用電源の確保

イ 無線通信機等通信手段の確保

ウ 災害対策本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

(2) この推進計画に定める避難所又は応急救護所がおかれる学校、社会教育施設等の管理者は1の(1)又は1の(2)の掲げる措置をとるとともに、市が行う避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。

## 3 工事中の建築物等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、工事作業を中断する等必要な措置を講じるものとする。

## 第5章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

### 第1 施設整備等の整備方針（各部署）

- 1 市は、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備の推進について、地震防災緊急事業五箇年計画を基本に、その必要性及び緊急度に従い、年次計画を作成し実施する。
- 2 市は、施設整備の年次計画の策定に当たっては、東南海・南海地震その他の地震に対する防災効果を考慮する。
- 3 施設等の整備に当たっては、ソフト対策とハード対策を組み合わせた効果的な対策の実施に配慮して行う。
- 4 具体的な事業施行等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう、整備の順序及び方法について考慮する。

### 第2 建築物等の耐震化の推進（総務部・都市整備部・教育委員会・各施設管理担当課）

#### 1 市施設等の耐震化

市は、庁舎等災害時の拠点となる施設や多数の者の利用に供する所管施設について、改築、改修工事等を計画的かつ効果的に行うこととする。

#### 2 一般建築物耐震化の促進

府、市は「大阪府住宅・建築物耐震10ヵ年戦略プラン（建築物の耐震改修の促進に関する法律による耐震改修促進計画）」に基づき、昭和56年の新耐震基準（建築基準法）が施行される以前に建てられた建築物を重点に耐震改修を促進する。

##### （1）耐震診断の補助制度

民間建築物の所有者が耐震診断を実施する場合に、府と市は連携してその費用を補助する制度を実施している。

##### ア 府

[事業名等] 大阪府震災対策推進事業補助金交付要綱

##### イ 市

[事業名等] 既存民間建築物耐震診断補助交付要綱

## 第6章 防災訓練計画

(総務部危機管理室・消防団)

- 1 市及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び住民の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、推進地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を実施するものとする。
- 2 1の防災訓練は、少なくとも年1回以上実施するものとする。
- 3 1の防災訓練は、避難のための災害応急対策を中心とする。
- 4 市は、府、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のようなより具体的かつ実践的な訓練を行う。
  - (1) 要員参集訓練及び本部運営訓練
  - (2) 災害時要援護者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練
  - (3) 情報収集、伝達訓練
  - (4) 災害の発生の状況、避難勧告・指示、自主避難による各避難所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に府及び防災関係機関に伝達する訓練

## 第7章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

(総務部危機管理室・教育委員会・消防団)

市は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

大阪市を含め沿岸市町村では津波の被害を受けるおそれがあることを周知し、市民が旅行先、職場等での津波来襲時に的確な避難を行うことができるよう、津波避難に関する教育をあわせて実施する。

特に市民が出かける機会の多い大阪市内は、地下街等地下空間の利用が進んでおり、津波による氾濫が発生すると、より多大な被害が発生するおそれがあることを周知する。

また、緊急地震速報は、強い揺れが到達する前に地震発生を知らせ、防災対応を促すことにより地震及び津波被害の軽減に寄与することが期待される。この情報は、その特徴や限界、情報を受信したときの行動のあり方などが広く認知されて初めて混乱なくかつ有効に機能するので、市民がこの情報の特徴を理解して的確な行動をとれるよう周知する。

### 1 市職員に対する教育

地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行うものとする。

防災教育の内容は少なくとも次の事項を含むものとする。

- (1) 東南海・南海地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震・津波に関する一般的な知識
- (3) 地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- (4) 職員等が果たすべき役割
- (5) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (6) 今後地震対策として取り組む必要のある課題
- (7) 家庭内での地震防災対策の内容
- (8) 緊急地震速報を見聞きした場合に具体的に取るべき行動に関する知識

### 2 住民等に対する教育

市は、関係機関と協力して、住民等に対する教育を実施するものとする。

防災教育は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、その内容は、少なくとも次の事項を含むものとする。

なお、その教育方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることに留意しながら、実践的な教育を行うものとする。

- ( 1 ) 東南海・南海地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- ( 2 ) 地震・津波に関する一般的な知識
- ( 3 ) 地震が発生した場合における出火防止、初期消火及び自動車運行の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- ( 4 ) 正確な情報入手の方法
- ( 5 ) 防災関係機関が講じる災害応急対策等の内容
- ( 6 ) 各地域における土砂災害危険箇所等に関する知識
- ( 7 ) 各地域における避難地及び避難路に関する知識
- ( 8 ) 避難生活に関する知識
- ( 9 ) 平素住民が実施しうる応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の家庭内対策の内容
- ( 10 ) 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の内容

### 3 児童、生徒等に対する教育

小学校、中学校において、次のことに配慮した実践的な教育を行うこととする。

- ( 1 ) 過去の地震及び津波災害の実態
- ( 2 ) 津波の発生条件、高潮、高波との違い
- ( 3 ) 地震・津波が発生した場合の対処の仕方
- ( 4 ) 地域の防災マップの作成を保護者、地域住民と共に取り組み、自分の家や学校、地域の様子を知ること
- ( 5 ) 緊急地震速報を見聞きした場合の対処の方法

### 4 防災上重要な施設管理者に対する教育

府及び市は、防災上重要な施設の管理者に対する研修の実施に配慮することとする。防災上重要な施設の管理者は、府及び市が実施する研修に参加するよう努めることとする。

### 5 相談窓口の設置

府及び市は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図るものとする。

## 第8章 東南海・南海地震等の時間差発生による災害拡大防止

### 第1 東南海・南海地震が時間差発生した場合への対応

#### 1 対応方針（総務部危機管理室）

- (1) 市は、両地震が連続して発生した場合に生じる危険について周知するなど、住民意識の啓発に努めることとする。
- (2) 市は、連続発生を考慮した本部設置・運用、その他活動拠点設置・運用、応急対策要員の配置等対応策を明確にした応急対策マニュアルを作成することとする。

#### 2 応急危険度判定の迅速化等（都市整備部）

市は、府等の協力を得て、最初の地震で脆弱になった建築物や土砂災害危険箇所等が次の地震で倒壊等することにより発生する人的被害を防止するため、建築物や土砂災害危険箇所等の応急危険度判定を早急を実施するとともに、危険な建物への立入禁止や警戒区域の設定等を行うこととする。

### 第2 東海地震関連情報が発表された場合への対応（総務部危機管理室）

東海地震関連情報が発表された場合への対応については、地震災害応急対策・復旧対策編付編「東海地震関連情報に伴う対応」により行う。

ただし、東海地震は、東南海・南海地震と同時又は連続して発生するおそれもあるため、その場合に生じる危険について市民に周知する。警戒解除宣言が発せられた後も、状況により必要と認められる場合は、警戒態勢を継続するものとする。